

松田町宿泊施設支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の宿泊利用及び観光消費を促進し、観光、飲食及び物販等に幅広い経済波及効果を生み出すことを目的として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的に苦慮している町内の宿泊施設及び観光施設に対し、予算の範囲内で松田町宿泊施設支援金を交付することに関し、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 町内に所在する旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る住宅をいう。
- (2) 宿泊料金 宿泊に係る基本宿泊料に食事代及びサービス料を含めた総額をいい、消費税を含むものとする。
- (3) 認定宿泊施設 宿泊料金の値引きを行う宿泊施設として、この要綱の定めによりあらかじめ町から認定を受けた施設をいう。
- (4) 宿泊客 認定宿泊施設が実施する宿泊料金の値引きを受けた者をいう。
- (5) 宿泊支援金 認定宿泊施設が実施する宿泊料金の値引きに対し、町長がその値引き額を支援するものをいう。
- (6) 観光施設 町内に所在し、主に観光客に対して商品やサービスを提供する施設及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定による飲食店営業の許可を受けた事業者の店舗をいう。

(7) 観光クーポン 宿泊客に対して町が発行するクーポン券であって、観光施設において値引きを受けられるものをいう。

(8) 観光クーポン対象施設 観光クーポンによる値引きを行う観光施設として、この要綱の定めによりあらかじめ認定を受けた施設をいう。

(9) 宿泊施設支援事業 この要綱に基づき町が実施する認定宿泊施設に対する宿泊支援金の交付、宿泊客に対する観光クーポンの発行及び観光クーポン対象施設に対する当該クーポン券による値引き額の換金交付のことをいう。

(認定宿泊施設への認定要件)

第3条 認定宿泊施設の認定を受けようとする宿泊施設は、宿泊支援金対象施設認定申請書（第1号様式）を町長に提出することとし、町長は、その内容を審査し、認定の可否について当該申請者に宿泊支援金対象施設認定（不認定）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 認定宿泊施設の認定を受けようとする宿泊施設は、次に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

(1) 町税等を滞納していないこと。

(2) 政治団体でないこと。

(3) 宗教上の組織又は団体でないこと。

(4) 個人にあっては、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(5) 法人にあっては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でなく、かつ、代表者及び役員が暴力団員でないこと。

(6) 業種ごとに作成されたガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じること。

(7) 令和3年12月1日以前から宿泊施設を営む者であること。

(宿泊施設支援事業利用の届出)

第4条 宿泊客は、認定宿泊施設での受付時に、宿泊施設支援事業利用届出書(第3号様式)により、宿泊施設支援事業の利用を届け出るものとする。

(宿泊支援金の額)

第5条 宿泊支援金の額は、1泊につき一人あたり3,000円とする。ただし、1泊の宿泊料金が一人あたり3,000円に満たない場合は、宿泊支援金の対象外とする。

2 1泊の宿泊料金は、宿泊料金の総額を宿泊客の人数及び宿泊日数で割り返して算出することとする。

(宿泊支援金の対象期間)

第6条 宿泊支援金の対象とする宿泊の期間は、令和4年1月7日から令和4年2月27日までとする。

(宿泊支援金の交付申請等)

第7条 認定宿泊施設が宿泊支援金の交付を受けようとするときは、次の関係書類を添えて宿泊支援金交付申請書兼請求書(第4号様式)を町長に提出するものとする。

(1) 宿泊施設支援事業利用届出書(第3号様式)

(2) 宿泊支援金の対象となる宿泊客の宿泊日、代表者名、宿泊人数及び宿泊料金が記載された一覧

(宿泊支援金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、宿泊支援金交付(不交付)決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(観光クーポンの配付)

第9条 認定宿泊施設は、宿泊客に対し、1泊につき一人あたり2,000円分の観光クーポンを配付するものとする。

2 認定宿泊施設は、観光クーポンの配付を行うときは、観光クーポンに当該施設の名称を記入することとする。

(観光クーポン対象施設への認定要件)

第10条 観光クーポン対象施設の認定を受けようとする観光施設は、観光クーポン対象施設認定申請書(第6号様式)を町長に提出することとし、町長は、その内容を審査し、認定の可否について当該申請者に観光クーポン対象施設認定(不認定)通知書(第7号様式)により通知するものとする。

2 観光クーポン対象施設の認定を受けようとする観光施設は、次に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

(1) 町税等を滞納していないこと。

(2) 政治団体でないこと。

(3) 宗教上の組織又は団体でないこと。

(4) 個人にあつては、暴力団員でないこと。

(5) 法人にあつては、暴力団でなく、かつ、代表者及び役員が暴力団員でないこと。

(6) 業種ごとに作成されたガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じること。

(7) 令和3年12月1日以前から観光施設を営む者であること。

(観光クーポンの利用)

第11条 観光クーポンは、観光クーポン対象施設において、印字されている金額分の値引き券として利用できるものとする。

2 観光クーポン対象施設は、観光クーポンの利用を受けたとき、その利用日を観光クーポンに記入し、換金申請を行うまでの間、自己の責任において保管するものとする。

3 観光クーポンの利用期限は、令和4年2月28日までとし、利用期限が過ぎた観光クーポンについては無効とする。

(観光クーポンの換金交付申請)

第12条 観光クーポン対象施設が観光クーポンの換金交付を受けようとするときは、観光クーポン換金交付申請書兼請求書(第8号様式)に利用済みの観光クーポンを添えて町長に提出するものとする。

2 前項の申請期限は、令和4年3月4日までとし、期限を過ぎた申請は無効とする。

(観光クーポンの換金交付決定)

第13条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、観光クーポン換金交付(不交付)決定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(請求の効力)

第14条 宿泊支援金及び観光クーポンの換金に係る請求は、第7条及び第12条第1項の規定による書類の提出をもってなされたものとする。ただし、請求の効力は、第8条及び前条の規定による交付の決定日をもって発生するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 町長は、第8条及び第13条の規定による交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により宿泊支援金の交付又は観光クーポンの換金交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定又は規則に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により宿泊支援金又は観光クーポンの換金に係る交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る交付がなされているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月10日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。